

寒川町議会委員会条例新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表(第 3 条関係)				別表(第 3 条関係)			
名称		所管事項		定数			
(略)				(略)			
建設経済 常任委員 会		1	環境経済部、都市建設 部及び拠点づくり部の 所管に関する事項	(略)			
		2	(略)				
(略)				(略)			
				附 則 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。			